

# 愛知地域公害防止計画 最終点検

2022 年 3 月

## 目次

I	目的	1
II	計画の概要	1
III	主要課題に係る状況	6
	1 都市地域の大气汚染	6
	2 自動車交通公害	7
	3 伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁	10
	4 油ヶ淵の水質汚濁	15
IV	計画の最終点検結果と課題	17
V	主要課題以外の状況	18
	1 水質汚濁の状況	18
	2 地下水汚染の状況	19
	3 新幹線鉄道騒音の状況	20
	4 航空機騒音の状況	20
VI	公害の防止に関する施策の方向性	21

# 愛知地域公害防止計画 最終点検

## I 目的

2012（平成24年）3月に策定した愛知地域公害防止計画（以下、「計画」という。）について、10年間の計画期間を経て、計画に掲げられた主要課題の状況及び目標の達成状況を取りまとめるとともに、主要課題に対して講じた様々な施策による効果等の分析評価を行う。また、残された課題についても整理し、今後の公害防止施策の推進を図ることとする。

### [参考：計画の抜粋]

#### 第8章 公害防止の効果的かつ着実な推進

##### 第4節 計画の進捗状況の点検

##### （4）計画の最終点検（計画期間終了の翌年）

10年間の計画期間を経て、計画に掲げられた達成目標がどれだけ達成されたか、そして、様々な施策がどのような効果をあげ、どういった問題点があったか等、分析評価を行い、今後の公害防止施策の推進に役立てる。

## II 計画の概要

策定年月：2012年3月

対象地域：名古屋市、豊橋市、岡崎市、碧南市、安城市、小牧市、東海市の7市

計画期間：2011年度から2020年度までの10年間

主要課題：1 都市地域の大気汚染

都市地域における光化学オキシダント等に係る大気汚染の防止を図る。

2 自動車交通公害

国道1号等の主要幹線道路沿道における二酸化窒素に係る大気汚染、騒音の防止を図る。

3 伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁

都市内河川の水質汚濁の防止を図るとともに、伊勢湾（三河湾を含む。以下同じ。）のCOD、全窒素及び全りんに係る水質汚濁・富栄養化の防止を図る。

4 油ヶ淵の水質汚濁

油ヶ淵のダイオキシン類による水質汚濁及びCODに係る水質汚濁の防止を図る。

計画目標：2020年度末を目途に、対象地域における汚染物質等の項目について、環境基準を達成維持する。

汚染物質等の項目ごとの目標：

区分	目標																												
1 大気汚染	<p>「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号）第 1 に定める環境基準</p> <table border="1" data-bbox="470 385 1348 555"> <tr> <td data-bbox="470 385 758 474">二酸化窒素</td> <td data-bbox="758 385 1348 474">1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 474 758 555">光化学オキシダント</td> <td data-bbox="758 474 1348 555">1 時間値が 0.06ppm 以下であること</td> </tr> </table>	二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること	光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること																								
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること																												
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること																												
2 水質汚濁	<p>ア 水質</p> <p>「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）第 1 の 1 に定める環境基準</p> <table border="1" data-bbox="470 734 1348 801"> <tr> <td data-bbox="470 734 849 801">1,2-ジクロロエタン</td> <td data-bbox="849 734 1348 801">0.004mg/1 以下</td> </tr> </table> <p>「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚濁を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」（平成 11 年 12 月 27 日環境庁告示第 68 号）第 1 の 1 に定める環境基準</p> <table border="1" data-bbox="470 967 1348 1034"> <tr> <td data-bbox="470 967 849 1034">ダイオキシン類</td> <td data-bbox="849 967 1348 1034">1pg-TEQ/1 以下</td> </tr> </table> <p>イ 地下水</p> <p>「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示 10 号）に定める環境基準</p> <table border="1" data-bbox="470 1227 1348 1966"> <tr> <td data-bbox="470 1227 874 1294">六価クロム</td> <td data-bbox="874 1227 1348 1294">0.05mg/1 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1294 874 1361">砒素</td> <td data-bbox="874 1294 1348 1361">0.01mg/1 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1361 874 1429">総水銀</td> <td data-bbox="874 1361 1348 1429">0.0005mg/1 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1429 874 1496">四塩化炭素</td> <td data-bbox="874 1429 1348 1496">0.002mg/1 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1496 874 1563">クロロエチレン ※1</td> <td data-bbox="874 1496 1348 1563">0.002mg/1 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1563 874 1630">1,1-ジクロロエチレン</td> <td data-bbox="874 1563 1348 1630">0.1mg/1 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1630 874 1697">1,2-ジクロロエチレン</td> <td data-bbox="874 1630 1348 1697">0.04mg/1 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1697 874 1765">トリクロロエチレン</td> <td data-bbox="874 1697 1348 1765">0.01mg/1 以下 ※2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1765 874 1832">テトラクロロエチレン</td> <td data-bbox="874 1765 1348 1832">0.01mg/1 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1832 874 1899">硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</td> <td data-bbox="874 1832 1348 1899">10mg/1 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1899 874 1966">ふっ素</td> <td data-bbox="874 1899 1348 1966">0.8mg/1 以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1966 874 2033">ほう素</td> <td data-bbox="874 1966 1348 2033">1mg/1 以下</td> </tr> </table> <p>※1 2017 年 4 月、塩化ビニルモノマーから名称変更          ※2 2014 年 11 月、0.03mg/1 から引き上げ</p>	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1 以下	ダイオキシン類	1pg-TEQ/1 以下	六価クロム	0.05mg/1 以下	砒素	0.01mg/1 以下	総水銀	0.0005mg/1 以下	四塩化炭素	0.002mg/1 以下	クロロエチレン ※1	0.002mg/1 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1 以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/1 以下 ※2	テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1 以下	ふっ素	0.8mg/1 以下	ほう素	1mg/1 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/1 以下																												
ダイオキシン類	1pg-TEQ/1 以下																												
六価クロム	0.05mg/1 以下																												
砒素	0.01mg/1 以下																												
総水銀	0.0005mg/1 以下																												
四塩化炭素	0.002mg/1 以下																												
クロロエチレン ※1	0.002mg/1 以下																												
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/1 以下																												
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/1 以下																												
トリクロロエチレン	0.01mg/1 以下 ※2																												
テトラクロロエチレン	0.01mg/1 以下																												
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/1 以下																												
ふっ素	0.8mg/1 以下																												
ほう素	1mg/1 以下																												

区分	目標		
	ウ 河川 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める環境基準		
	類型	利用目的の適応性	
			基準値
			生物化学的酸素要求量 (BOD)
	AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1 mg/1 以下
	A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	2 mg/1 以下
	B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	3 mg/1 以下
	C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	5 mg/1 以下
	D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	8 mg/1 以下
	E	工業用水3級、環境保全	10 mg/1 以下
	エ 湖沼 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める環境基準		
	類型	利用目的の適応性	
			基準値
			化学的酸素要求量 (COD)
	AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	1 mg/1 以下
	A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	3 mg/1 以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	5 mg/1 以下	
C	工業用水2級、環境保全	8 mg/1 以下	

区分	目標			
	オ 海域 「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)第1の2の(1)に定める環境基準			
	類型	利用目的の適応性	基準値 化学的酸素要求量 (COD)	
	A	水道1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	2 mg/1 以下	
	B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	3 mg/1 以下	
	C	環境保全	8 mg/1 以下	
	類型	利用目的の適応性	基準値	
			全窒素	全りん
	I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2 mg/1	0.02 mg/1
	II	水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/1	0.03 mg/1
	III	水産2種及びIV以下の欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6 mg/1	0.05 mg/1
IV	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/1	0.09 mg/1	
3 騒音	ア 騒音 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日環境庁告示第64号)第1号に定める環境基準			
地域の類型	基準値			
	昼間	夜間		
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下		
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下		
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下		
ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。				

区分	目標												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 295 874 347" rowspan="2">地域の区分</th> <th colspan="2" data-bbox="874 295 1353 347">基準値</th> </tr> <tr> <th data-bbox="874 347 1114 398">昼間</th> <th data-bbox="1114 347 1353 398">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 398 874 474">A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域</td> <td data-bbox="874 398 1114 474">60 デシベル以下</td> <td data-bbox="1114 398 1353 474">55 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 474 874 638">B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域</td> <td data-bbox="874 474 1114 638">65 デシベル以下</td> <td data-bbox="1114 474 1353 638">60 デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table>		地域の区分	基準値		昼間	夜間	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
地域の区分	基準値												
	昼間	夜間											
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下											
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下											
	<p data-bbox="469 689 1353 772">この場合において、幹線道路を担う道路に近接する空間については、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="469 779 1353 831">基準値</th> </tr> <tr> <th data-bbox="469 831 906 882">昼間</th> <th data-bbox="906 831 1353 882">夜間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 882 906 934">70 デシベル以下</td> <td data-bbox="906 882 1353 934">65 デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="469 940 1353 1108">備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下）によることができる。</p>		基準値		昼間	夜間	70 デシベル以下	65 デシベル以下					
基準値													
昼間	夜間												
70 デシベル以下	65 デシベル以下												
	<p data-bbox="469 1171 654 1205">イ 航空機騒音</p> <p data-bbox="469 1220 1353 1303">「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年12月27日環境庁告示第154号）第1に定める環境基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 1310 874 1361">地域の種類</th> <th data-bbox="874 1310 1353 1361">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 1361 874 1413">I</td> <td data-bbox="874 1361 1353 1413">57 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1413 874 1464">II</td> <td data-bbox="874 1413 1353 1464">62 デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table>		地域の種類	基準値	I	57 デシベル以下	II	62 デシベル以下					
地域の種類	基準値												
I	57 デシベル以下												
II	62 デシベル以下												
	<p data-bbox="469 1518 710 1552">ウ 新幹線鉄道騒音</p> <p data-bbox="469 1568 1353 1650">「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）第1に定める環境基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 1657 874 1709">地域の種類</th> <th data-bbox="874 1657 1353 1709">基準値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="469 1709 874 1760">I</td> <td data-bbox="874 1709 1353 1760">70 デシベル以下</td> </tr> <tr> <td data-bbox="469 1760 874 1812">II</td> <td data-bbox="874 1760 1353 1812">75 デシベル以下</td> </tr> </tbody> </table>		地域の種類	基準値	I	70 デシベル以下	II	75 デシベル以下					
地域の種類	基準値												
I	70 デシベル以下												
II	75 デシベル以下												

### Ⅲ 主要課題に係る状況

#### 1 都市地域の大气汚染

##### (1) 環境基準の達成状況

##### ア 光化学オキシダント

対象地域では、一般環境大気測定局 35 局（2012 年度以降は 33 局）で、光化学オキシダントを測定しており、計画期間のうち 2011 年度の東海市の 1 測定局を除き、全測定局で環境基準を達成しなかった。

光化学オキシダントの環境基準達成状況（2010 年度から 2020 年度）

調査測定地点		2010	計画期間									
			2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
名古屋市	測定局数	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
	達成局数(%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
豊橋市	測定局数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	達成局数(%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
岡崎市	測定局数	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	達成局数(%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
碧南市	測定局数	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	達成局数(%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
安城市	測定局数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	達成局数(%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
小牧市	測定局数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	達成局数(%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
東海市	測定局数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	達成局数(%)	0(0%)	1(25%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)
全地域	測定局数	35	35	33	33	33	33	33	33	33	33	33
	達成局数(%)	0(0%)	1(3%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)	0(0%)

環境基準：1 時間値が 0.06ppm 以下であること

##### (2) 施策の実施状況

##### ア 発生源対策

光化学オキシダントについては、その原因物質と考えられている窒素酸化物及び炭化水素の排出量を削減するため、大気汚染防止法に基づく排出基準の遵守徹底等を図るとともに、「愛知県窒素酸化物及び粒子状物質総合対策推進要綱」に基づき、工場・事業場対策、自動車対策等各種対策を総合的に推進してきた。

また、炭化水素については、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく炭化水素系物質等を排出する工場に対し、排出基準や構造等の基準を遵守するよう監視・指導を実施し、さらに、「工場・事業場における揮発性有機化合物排出抑制指針」（2006 年 3 月策定）



を定め、事業者における揮発性有機化合物（VOC）の計画的な排出抑制を推進してきた。

さらに、自動車対策については、最新規制適合車への転換促進、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）といった先進環境対策自動車への普及促進等を進めてきた。

## イ 緊急時対策

「愛知県光化学スモッグ緊急時対策要綱」に基づき、緊急時発令の際は、協力工場に対し、ばい煙排出量削減の要請等の措置を実施してきた。

直近5年間（2016年度から2020年度）の光化学スモッグ緊急時発令状況

発令地域	種類	2016	2017	2018	2019	2020	計
名古屋	予報	0	1	2	3	0	6
	注意報	0	0	0	2	0	2
豊橋	予報	0	0	1	2	0	3
	注意報	0	0	0	1	0	1
岡崎	予報	0	0	1	1	0	2
	注意報	0	0	0	1	0	1
尾張北東(小牧市)	予報	0	1	2	1	0	4
	注意報	0	0	1	1	0	2
西三河(碧南市、安城市)	予報	1	0	1	1	0	3
	注意報	0	0	0	1	0	1
知多北(東海市)	予報	0	0	0	3	0	3
	注意報	0	0	0	1	0	1
計	予報	1	2	7	11	0	21
	注意報	0	0	1	7	0	8

## 2 自動車交通公害

### (1) 環境基準の達成状況

#### ア 大気汚染（二酸化窒素）

対象地域では、自動車排出ガス測定局14局（2017年度以前は15局）で、二酸化窒素を測定しており、2013年度において、岡崎市の国道1号線沿道（測定局：太平）で環境基準を達成しなかったものの、それ以外の計画期間内の年度においては、全測定局で環境基準を達成している。

二酸化窒素の環境基準達成状況（2010年度から2020年度）

調査測定地点	2010	計画期間										
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
名古屋市	測定局数	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
	達成局数(%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)
豊橋市	測定局数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	達成局数(%)	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)

調査測定地点		2010	計画期間										
			2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
岡崎市	測定局数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	3	3	3
	達成局数(%)	3 (75%)	7 (100%)	7 (100%)	3 (75%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)
碧南市	測定局数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	達成局数(%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)
小牧市	測定局数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	達成局数(%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)
東海市	測定局数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	達成局数(%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)
全地域	測定局数	15	15	15	15	15	15	15	15	15	14	14	14
	達成局数(%)	14 (93%)	7 (100%)	7 (100%)	14 (93%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)	7 (100%)

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること

## イ 騒音

対象地域における、計画期間内における自動車騒音に係る環境基準の達成状況は、下表のとおり、計画期間当初から最終年度にかけて、達成率が5%程度高まり、緩やかな改善傾向が見られた。

自動車騒音の環境基準達成状況（2010年度から2020年度）

年度	2010	計画期間									
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
達成(戸)	296,040	274,327	312,891	328,480	350,835	352,259	54,439	324,318	325,733	327,096	326,907
全数(戸)	325,503	298,985	333,943	344,426	368,942	368,449	57,276	340,999	337,807	338,329	338,356
達成率	90.9%	91.8%	93.7%	95.4%	95.1%	95.6%	95.0%	95.1%	96.4%	96.7%	96.6%

## (2) 施策の実施状況

### ア 大気汚染（二酸化窒素）

#### (ア) 発生源対策

2001年12月に施行された自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）に基づき、指定された対策地域（県内では2001年11月の行政区画で61市町村（本計画の対象地域はすべて対策地域））において、「愛知県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（総量削減計画）」を2003年7月に策定し、自動車環境対策の推進に取り組んできた。

2013年3月には、2020年度を目標とする新たな総量削減計画を策定し、対策地域

内において窒素酸化物に関する環境基準の確保を目指して、目標とする総排出量を定め、国を始めとする関係機関と連携して各種対策に取り組んできた。

○ 車種規制

自動車 NOx・PM 法の対策地域に使用の本拠を置く貨物自動車、乗合自動車、ディーゼル乗用車及びこれらをベースに改造した特種自動車については、同法に基づく窒素酸化物排出基準及び粒子状物質排出基準が適用され、排出基準を満たさない自動車の使用を禁止している。

○ 事業者対策

対策地域内で 30 台以上の自動車を使用している者を特定事業者として位置付け、低公害車の導入、適正運転の励行、走行量の削減等事業活動に伴う窒素酸化物等の排出抑制のための必要な措置に関する計画（自動車使用管理計画書）の作成及び知事等への提出を義務付けている。

また、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき、2007 年度から、県内で使用する自動車の台数が乗用車換算で 200 台以上となる事業者（特定自動車使用事業者）に対して、一定割合（車両重量に応じて 2～3 割）以上の低公害車を導入や、導入状況の知事への報告を義務付けている。

さらに、国道 1 号線や 23 号といった幹線道路沿道における環境基準の達成・維持を図るため、2010 年 8 月に「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」を制定、施行し、個々の荷主等を通じて運送事業者に対し、自動車 NOx・PM 法の対策地域内において車種規制に適合しない車を使用しないことを求め、一定規模以上の荷主等に状況報告させるなどの対策を強化した。

加えて、地球温暖化対策とも併せて、電気自動車（EV）・プラグインハイブリッド自動車（PHV）・燃料電池自動車（FCV）の先進環境対策自動車の普及促進として、充電インフラの設置促進、中小事業者等に対する導入経費の一部補助、EV、PHV 及び FCV に対する自動車税の課税免除制度の導入などを実施してきた。

これらの結果、自動車から排出される窒素酸化物の総排出量は順調に減少し、総量削減計画の中間目標を達成し、2019 年度には 2020 年目標を下回っている。

自動車から排出される窒素酸化物の総排出量の推移 (単位：t/年)

年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
実績 (目標)	26,439	23,419	21,643	18,579	16,522 (21,482)	16,261	15,345	15,892	11,639	目標値 (16,117)

2015 年度の ( ) 内は中間目標値

(イ) 交通流・交通量対策

クルマ（自家用車）と公共交通、自転車、徒歩などをかしこく使い分けるライフタイムを「エコ モビリティ ライフ」と名付け、2008 年度から行政、交通事業者、各種団体、NPO などの関係主体と連携して、エコ通勤・エコ通学への転換

促進や、パーク&ライドの拡大などの県民運動を展開してきた。

また、歩行者空間の確保や、自転車の自転車道などの施設の整備・充実、公共交通網の整備、交通渋滞の改善のために広域幹線道路の整備、現道拡幅、道路改良、交差点改良などのハード面の対策も進めてきた。

加えて、警察本部において、最高速度規制及び大型車両通行区分（中央走行）規制、バスレーン規制などの交通規制を実施するとともに、信号機や交通管制システムの高度化により都市部の自動車交通の適切な配分・誘導を行ってきた。

#### （ウ）監視・測定

道路沿道の周辺地域における二酸化窒素の大気汚染の状況を的確に把握するため、測定局による常時監視を継続実施するとともに、機器の測定精度の維持向上を図るなど測定体制の充実を図ってきた。

### イ 騒音

発生源対策、交通流・交通量対策については、「ア 二酸化窒素」に準ずる。

#### （ア）道路構造の改善

沿道の土地利用状況等を考慮した環境施設帯や遮音壁の設置などを進めてきた。

#### （イ）監視・測定

自動車騒音及び道路交通振動に係る環境基準の達成状況等の実態把握を行うため、定期的な測定を行うとともに、測定機器の整備及び更新を図ってきた。また、必要に応じて測定地点の見直し、充実を図ってきた。

### 3 伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁

#### （1）環境基準の達成状況

##### ア 河川（BOD）

対象地域において環境基準の類型指定がされている河川は31水域であり、名古屋市内水域の中川運河、堀川、山崎川、天白川において、BODが環境基準を達成しなかった年度が一部あるものの、計画期間の最終年度である2020年度は、全水域において環境基準を達成している。

河川BODの環境基準達成状況（2010年度から2020年度）

No.	水域名	測定地点	関係市	類型・基準値 (mg/L)	2010	計画期間									
						2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
1	日光川	北今橋	名古屋市	D・8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		日光大橋	名古屋市	D・8											
2	新川下流	萱津橋	名古屋市	D・8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	五条川下流	待合橋	小牧市	D・8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

No.	水域名	測定地点	関係市	類型・基準値 (mg/L)	2010	計画期間									
						2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
4	庄内川中流 (2)	大留橋	名古屋市	C・5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		水分橋	名古屋市	C・5		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	庄内川下流	枇杷島橋	名古屋市	C・5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6	矢田川上流	大森橋	名古屋市	D・8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	矢田川下流	天神橋	名古屋市	C・5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8	荒子川	荒子川ポンプ所	名古屋市	E・10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9	中川運河	東海橋	名古屋市	E・10	○	×	○	○	○	○	○	○	○	×	○
10	堀川	港新橋	名古屋市	D・8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○
11	山崎川	道德橋	名古屋市	D・8	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○
12	天白川	千鳥橋	名古屋市	C・5	×	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○
13	猿渡川	三ツ又橋	安城市	C・5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	稗田川	稗田橋	碧南市・安城市	C・5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15	高浜川	高浜橋	碧南市	C・5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16	新川	水門橋	碧南市	C・5	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17	長田川	潭水橋	碧南市・安城市	B・3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	半場川	坂下橋	安城市	C・5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19	朝鮮川	坂下小橋	安城市	B・3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	矢作川下流	岩津天神橋	岡崎市	A・2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		米津大橋	碧南市 安城市	A・2											
21	巴川	細川頭首工	岡崎市	A・2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22	乙川上流	岡崎市上水道 道取入口	岡崎市	A・2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23	乙川下流	占部用水取 入口(六名)	岡崎市	A・2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24	鹿乗川	米津小橋	岡崎市 碧南市 安城市	C・5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25	男川	学校橋	岡崎市	A・2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26	雨山川及び 乙女川下流	ツノジ橋	岡崎市	AA・1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27	豊川中流	江島橋	豊橋市	A・2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
28	豊川下流	吉田大橋	豊橋市	A・2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

No.	水域名	測定地点	関係市	類型・基準値 (mg/L)	2010	計画期間									
						2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
29	豊川放水路	小坂井大橋	豊橋市	B・3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	佐奈川	柳橋	豊橋市	C・5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
31	梅田川	御厩橋	豊橋市	C・5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
達成水域					29	30	31	30	31	31	30	31	31	29	31
全水域数					31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31

## イ 海域（COD、全窒素及び全りん）

### (ア) COD

対象地域において、環境基準の類型指定がされている海域は5水域あり、名古屋港（甲）、衣浦港南部、神野・田原地先海域においては、計画期間を通して環境基準を達成している。一方、衣浦湾、渥美湾（甲）については、いずれの年度も環境基準を達成していない。

海域のCODに関する環境基準達成状況（2010年度から2020年度）

水域区分	水域名 [関係市]	測定地点	類型	基準値 (mg/L)	2010	計画期間										
						2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
伊勢湾	名古屋港(甲) [名古屋市、東海市]	N-1	C	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		N-2														
		N-3														
衣浦湾	衣浦港南部 [碧南市]	K-2	C	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		K-3														
	衣浦湾 [碧南市]	K-4	A	2	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
		K-5														
		K-6														
渥美湾	神野・田原地先 海域[豊橋市]	A-3	C	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		A-4														
	渥美湾(甲) [豊橋市]	A-5	B	3	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
		A-6														
達成水域数					3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
全水域数					5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	

### (イ) 全窒素及び全りん

対象地域において、全窒素及び全りんの環境基準の類型指定がされている海域は4地域あり、全窒素については、伊勢湾（イ）、三河湾（イ）、三河湾（ロ）の3地域におい

ては、計画期間を通して環境基準を達成しているものの、三河湾（ハ）においては、環境基準が達成していない状況が続いている。

一方、全りんについては、伊勢湾（イ）、三河湾（イ）の2地域については、計画期間を通して環境基準を達成しており、三河湾（ロ）、三河湾（ハ）については、計画期間の前半は達成できていなかったが、近年では両地域ともに達成が継続している。

海域の全窒素に関する環境基準達成状況（2010年度から2020年度）

水域名 [関係市]	類型	基準値 (mg/L)	2010	計画期間										
				2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
伊勢湾(イ) [名古屋市、東海市]	Ⅳ	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三河湾(イ) [碧南市]	Ⅳ	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三河湾(ロ) [豊橋市]	Ⅲ	0.6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三河湾(ハ) [碧南市]	Ⅱ	0.3	×	×	×	○	○	×	×	×	×	×	×	×
達成水域数			3	3	3	4	4	3	3	3	3	3	3	3
全水域数			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

海域の全りんに関する環境基準達成状況（2010年度から2020年度）

水域名 [関係市]	類型	基準値 (mg/L)	2010	計画期間										
				2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
伊勢湾(イ) [名古屋市、東海市]	Ⅳ	0.09	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三河湾(イ) [碧南市]	Ⅳ	0.09	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三河湾(ロ) [豊橋市]	Ⅲ	0.05	○	×	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○
三河湾(ハ) [碧南市]	Ⅱ	0.03	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○
達成水域数			3	2	2	3	2	3	4	3	4	4	4	4
全水域数			4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4

## (2) 施策の実施状況

### ア 総量削減計画に基づく施策

これまでに8次にわたる総量削減計画を策定し、下水道の整備、農業集落排水処理施設の整備、合併処理浄化槽への転換促進、総量規制基準の設定、汚濁負荷量の大きい事業者に対する負荷量の監視、小規模事業者に対する指導値の設定などCOD、窒

素、りんの削減対策を実施してきた。

## イ 公害防止対策事業の進捗

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（公害財特法）に基づき、本主要課題に係る環境基準の達成のために、県及び各市が実施した公害防止対策事業は以下のとおりである。

### ○ 下水道の設置又は改築の事業

- ・ 公共下水道・流域下水道における終末処理場の設置及び改築

実施主体：愛知県、名古屋市、豊橋市

- ・ 公共下水道の設置及び改築

実施主体：名古屋市、豊橋市、岡崎市、碧南市、安城市、小牧市

これらの事業の計画期間内における進捗状況は、下表のとおりであり、事業費ベースでは、公共下水道の終末処理場の設置及び改築、公共下水道の設置及び改築については、当初の計画事業費を超えて実施されてきた。

公害防止対策事業の進捗状況（事業費）

単位：百万円

区分	計画事業費	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計	進捗率
終末処理場(公共下水道)	54,500	16,158	16,029	11,261	9,348	9,299	0	10,248	10,718	11,939	13,808	108,808	200%
終末処理場(流域下水道)	32,118	3,632	2,029	1,331	1,331	2,818	4,049	1,667	2,124	2,120	2,088	23,189	72%
公共下水道(管渠)	71,079	8,380	9,216	10,863	8,211	7,978	4,574	6,954	6,349	7,762	10,105	80,392	113%

## ウ 直接浄化対策

良好な海域環境を形成するため、覆砂や干潟・浅場の造成を実施してきた。

環境整備関連事業（2020年度）

施策事業名	実施河川名等	事業主体	事業概要
海域環境創造・自然再生等事業	三河港(御津地区)	愛知県	覆砂(2017年度完了) 2011～2020年度:15.7ha
あさりとさかな漁場総合整備事業 (うち、干潟・浅場造成事業)	三河湾(西尾市、田原市地先)	愛知県	海域や河川の浚渫砂を活用した 干潟・浅場造成 2013～2016年度:19.9ha 2017～2019年度:14.9ha

## エ 普及啓発

三河湾を里海として再生するため、2012年度から、県民、NPO等団体、市町村及び県が一体となって「三河湾環境再生プロジェクト—よみがえれ！生きものの里“三河湾”—」を実施してきた。2013年度には、「三河湾環境再生プロジェクト行動計画」を策定し、三河湾への関心を高めるためのイベントや体験会・学習会などを実施してきた。



#### 4 油ヶ淵の水質汚濁

##### (1) 環境基準の達成状況

対象地域において、環境基準の類型指定がされている湖沼に油ヶ淵があり、油ヶ淵のCODについては、計画期間内で7.1～8.1 mg/Lで推移し、いずれの年度においても環境基準の達成に至っていない。

また、ダイオキシン類については、油ヶ淵とその流入河川である長田川及び半場川における環境基準の達成状況は下図のとおりで、油ヶ淵においては、近年、環境基準の達成には至っていない。

油ヶ淵のCODに関する環境基準達成状況（2010年度から2020年度）

水域名 (地点)	類型	基準値 (mg/L)	2010	計画期間									
				2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
油ヶ淵 (中央)	B	5	7.0	7.6	7.5	7.7	7.5	7.2	7.4	7.4	6.9	8.1	7.1
			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

油ヶ淵及び流入河川のダイオキシン類に関する環境基準達成状況（2010年度から2020年度）

水域名	地点	基準値 pg-TEQ/l	2010	計画期間									
				2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
油ヶ淵	中央	1	×	×	×	×	○	×	○	○	×	×	×
長田川	潭水橋		×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
半場川	坂下橋		×	○	×	○	○	×	○	×	×	○	○

##### (2) 施策の実施状況

###### ア 水質改善対策

流域の都市化の進展や閉鎖性水域であることなどにより水質汚濁が続いていたことから、県と碧南市、安城市を含む周辺4市（他は西尾市及び高浜市）により「油ヶ淵水質浄化促進協議会」を設置し、下水道、浄化槽等の生活排水処理施設の整備、しゅんせつ（底泥の除去）、代かきによる濁水流出防止対策等の水環境改善事業を実施してきた。

2011年5月には、更なる水質改善を図るため「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」を改訂し、下水道や合併処理浄化槽などの生活排水処理施設の整備の他、流入河川の直接浄化やしゅんせつなどの施策を推進してきた。

また、地域住民に対する啓発活動として、油ヶ淵周辺4市が実施する地域住民による流入河川の一斉清掃活動「油ヶ淵浄化デー」の支援や、水質浄化の啓発イベント「アクション油ヶ淵」を開催してきた。

油ヶ淵清流ルネッサンスⅡの進捗状況の概要（2020年度）

水質改善対策	目的	計画概要(計画期間:2004年度～2020年度)		2020年度実績
		項目	2020年度目標値	
河川・湖内対策	富栄養化の要因であるドロの除去と窒素・リンの溶出抑制	河床浚渫	4.2万m <sup>3</sup> (累計)	— (累計:3.7万m <sup>3</sup> ) ※差分はしゅんせつ不要
		湖内覆砂	13.2万m <sup>3</sup> (累計)	2012年度までに完了
	流入河川、湖の多自然化(植生)による浄化の回復	植生浄化	9km	0.2km <sup>※2</sup> (累計:5.1km) ※差分は別工法で対応
下水道整備	水質汚濁の主な原因である生活排水による汚濁物質の流出削減	下水道人口普及率	74%	80% <sup>※2</sup>
		下水道接続率	82%	88% <sup>※2</sup>
農業集落排水		農業集落排水接続率	100%	98% <sup>※2</sup>
合併処理浄化槽整備		合併処理浄化槽処理人口	13,854人	10,696人 <sup>※2※3</sup>
市街地対策	降雨時の市街地から流出する汚濁物質や農地から流出する窒素・リンの軽減	浄化槽の雨水貯留タケ転用	190基(累計) <sup>※1</sup>	5基 (累計:73基) <sup>※2</sup>
農地対策		緩効性肥料の利用	西尾市:92% その他3市:95%	99% <sup>※2</sup> 95% <sup>※2</sup>
産業排水対策	工場排水の水質改善	立入検査数	実施	49件
その他(啓発活動等)	水環境に対する保全意識の高揚	一斉清掃参加者数		※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため巡回指導中止
		水環境モニタリング地点		69地点

※1 浄化槽の雨水貯留タケ転用の目標基数は2001年～2020年の累計

※2 2021年4月時点の見込み値

※3 合併処理浄化槽処理人口は、2010年度(14,011人)をピークにして、その後は下水道の普及・接続等により減少傾向にある。

イ 公害防止対策事業の進捗

公害財特法に基づき、本主要課題に係る環境基準の達成のために、県及び各市が実施した公害防止対策事業計画は以下のとおりである。

○ 下水道の設置又は改築の事業

- ・衣浦東部流域下水道における終末処理場の設置及び改築

実施主体：愛知県

- ・公共下水道の設置及び改築

実施主体：碧南市、安城市

○ しゅんせつ、導水等の事業

- ・油ヶ淵におけるしゅんせつ及び覆土

実施主体：愛知県

これらの事業の計画期間内における進捗状況は、下表のとおりであり、事業費ベースでは進捗率 40%となっているものの、事業量ベースでは、進捗率 408%と計画当初の計画量を超えて事業が行われてきた。

公害防止対策事業の進捗状況（事業費）

単位：百万円

区分	計画事業費	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計	進捗率
河川しゅんせつ	472	99	90	0	0	0	0	0	0	0	0	189	40%

公害対策事業の進捗状況（事業量）

単位：千㎡

区分	計画事業量	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計	進捗率
河川しゅんせつ	21,140	6,300	80,000	0	0	0	0	0	0	0	0	86,300	408%

#### IV 計画の最終点検結果と課題

「Ⅲ 主要課題に係る状況」を踏まえ、4つの主要課題の2020年度における計画目標の達成状況をまとめると以下のとおりとなる。

目標の達成状況

主要課題	項目	達成状況
1 都市地域の大气汚染	光化学オキシダント	×
2 自動車交通公害	二酸化窒素	○
	騒音	○
3 伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁	河川BOD	○
	海域COD	△
	全窒素	△
	全りん	○
4 油ヶ淵の水質汚濁	COD	×
	ダイオキシン類	×

○：達成・概ね達成 △：一部で未達成 ×：未達成

環境基準の達成に向けて講じた様々な施策等により、「2 自動車交通公害」に係る二酸化窒素及び騒音、「3 伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁」に係る河川BOD及び全りんについては、環境基準を達成又は概ね達成している。

一方で、「1 都市地域の大气汚染」に係る光化学オキシダント、「4 油ヶ淵の水質汚濁」に係るCOD及びダイオキシン類については、計画期間のほとんどの年度において環境基準の達成に至っていない。

また、「3 伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁」のCOD及び

全窒素については、一部の水域で、継続して環境基準が達成されておらず、環境基準を達成している水域と二極化している。

以上のように、すべての項目で環境基準の達成には至っておらず、大気汚染、水質汚濁、騒音などの対策は、環境政策の根幹を成すものであり、今後も環境基準の達成・維持に向け、対策を着実に推進していく必要がある。

特に、光化学オキシダントや海域のCODなどの環境基準を達成できていない項目や地域については、取組の強化が必要となる。

## V 主要課題以外の状況

### 1 水質汚濁の状況

#### (1) 1,2-ジクロロエタンの環境基準の達成状況

対象地域における、計画期間内における1,2-ジクロロエタンに係る環境基準の達成状況は、下表のとおり、計画期間を通して98%以上の達成率で推移している。計画期間を通して、名古屋市内水域の荒子川ポンプ所の1地点のみが環境基準を達成しなかった。同地点については、名古屋市が周辺のボーリング調査等を行った結果、埋設された廃棄物由来であることが判明している。

1,2-ジクロロエタンの環境基準の達成状況（2010年度から2020年度）

年度	2010	計画期間										
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
調査地点数	名古屋市	20	21	20	21	20	21	20	21	20	21	20
	豊橋市	18	18	18	18	18	16	16	16	16	16	16
	岡崎市	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	碧南市	5	4	4	5	4	4	5	4	4	5	4
	安城市	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
	小牧市	2	3	2	3	2	3	2	3	2	3	2
	東海市	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
	合計	61	62	60	63	60	60	59	60	58	61	58
達成地点数	60	61	59	62	59	59	58	59	57	60	57	
達成率	98.4%	98.4%	98.3%	98.4%	98.3%	98.3%	98.3%	98.3%	98.3%	98.4%	98.3%	

#### (2) ダイオキシン類の環境基準の達成状況

対象地域における、計画期間内の公共用水域（湖沼を除く）におけるダイオキシン類に係る環境基準の達成状況は、下表のとおり、河川については、90%以上の達成率で推移している。一方、海域については、計画期間を通して環境基準を達成している。

公共用水域におけるダイオキシン類の環境基準の達成状況（2010年度から2020年度）

年度	2010	計画期間										
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
河川	達成(箇所)	25	28	30	29	28	27	31	24	27	25	26
	全数(箇所)	28	28	31	29	28	30	31	26	29	25	27
	達成率	89.3%	100%	96.8%	100%	100%	90.0%	100%	92.3%	93.1%	100%	96.3%
海域	達成(箇所)	12	10	11	11	10	11	8	8	8	8	8
	全数(箇所)	12	10	11	11	10	11	8	8	8	8	8
	達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
合計	達成(箇所)	37	38	41	40	38	38	39	32	35	33	34
	全数(箇所)	40	38	42	40	38	41	39	34	37	33	35
	達成率	92.5%	100%	97.6%	100%	100%	92.7%	100%	94.1%	94.6%	100%	97.1%

### （3）施策の実施状況

主要課題「3 伊勢湾（三河湾を含む）及びその流域都市内河川の水質汚濁」及び「4 油ヶ淵の水質汚濁」に係る「（2）施策の実施状況」を参照

## 2 地下水汚染の状況

### （1）環境基準の達成状況

対象地域における、計画期間内における地下水に係る環境基準の達成状況は、下表のとおり、計画期間を通して達成率82%～98%の範囲で推移している。

地下水の環境基準の達成状況（2010年度から2020年度）

年度	2010	計画期間										
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	
調査地点数	名古屋市	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
	豊橋市	8	8	6	6	6	6	6	6	6	6	6
	岡崎市	11	10	10	10	7	7	7	7	7	7	7
	碧南市	1	2	2	2	1	2	1	3	2	2	1
	安城市	1	2	3	1	3	1	1	1	2	1	2
	小牧市	2	0	3	0	1	2	1	0	2	0	1
	東海市	1	1	2	1	0	2	1	1	0	2	0
	合計	57	56	59	53	51	53	50	51	52	51	50
達成地点数	54	54	56	47	42	50	45	48	51	45	49	
達成率	94.7%	96.4%	94.9%	88.7%	82.4%	94.3%	90.0%	94.1%	98.1%	88.2%	98.0%	

## (2) 施策の実施状況

県内の地下水の汚染状況を把握するため、常時監視としてメッシュ調査や定点調査等を実施してきた。

また、土壌・地下水汚染の未然防止の観点から、生活環境保全条例において、特定有害物質を取り扱う事業所に対して、土壌・地下水の汚染状況に係る調査の努力義務を規定するとともに、汚染状態が条例で定める土壌汚染等対策基準に適合しないことが明らかになったときは汚染の状況及び応急措置の内容等について知事への届出義務を課している。

地下水汚染が判明した場合には、速やかに公表し、関係機関と協力しながら汚染井戸周辺地区調査及び井戸所有者への飲用指導を行うとともに、翌年度以降は定期モニタリング（継続監視）調査により継続的に監視を行ってきた。また、汚染原因者が判明した場合は、原因者に対して地下水のくみ上げ浄化措置等の対策を指導してきた。

## 3 新幹線鉄道騒音の状況

### (1) 環境基準の達成状況

対象地域における、計画期間内における新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況は、下表のとおり、計画期間当初は達成率 60%～70%の範囲で推移していたが、近年では75%以上で、緩やかな改善傾向が見られた。

新幹線鉄道騒音の環境基準達成状況（2010年度から2020年度）

年度	2010	計画期間									
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
達成(箇所)	27	20	21	19	17	20	14	22	21	21	24
全数(箇所)	36	30	30	30	28	29	22	29	28	26	28
達成率	75.0%	66.7%	70.0%	63.3%	60.7%	69.0%	63.6%	75.9%	75.0%	80.8%	85.7%

### (2) 施策の実施状況

毎年、新幹線鉄道の通過する県内14市町と愛知県新幹線公害対策連絡会議を開催し、東海旅客鉄道(株)(JR 東海)に対し新幹線公害防止や沿線の環境改善の働きかけを行ってきた。

JR 東海では、環境に配慮した新型車両の開発・導入のほか、地上対策として改良型防音壁の設置、レール削正、高架橋端部補強工等の様々な発生源対策を進めてきた。

## 4 航空機騒音の状況

### (1) 環境基準の達成状況

対象地域における、計画期間内における航空機騒音に係る環境基準の達成状況は、下表のとおり、計画期間内を通して達成率30%～66.7%の範囲で推移してきた。

航空機騒音の環境基準達成状況（2010年度から2020年度）

年度	2010	計画期間									
		2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
達成(箇所)	3	3	5	2	5	4	4	6	1	1	1
全数(箇所)	10	10	10	3	10	10	8	10	2	2	2
達成率	30.0%	30.0%	50.0%	66.7%	50.0%	40.0%	50.0%	60.0%	50.0%	50.0%	50.0%

(2) 施策の実施状況

県営名古屋空港の設置管理者である県は、運用時間(午前7時から午後10時まで)外の空港利用を原則禁止し、騒音に配慮した運航方式の徹底などの発生源対策を行うとともに、一定の騒音値  $L_{den}62dB$  以上の区域では、住宅の防音工事や空調機の更新等に対し助成を行ってきた。

VI 公害の防止に関する施策

公害の防止については、当地域への対策だけではなく、影響を及ぼす近隣地域や河川流域などを含めた県全域での環境基準の達成を目指し、総合的に対策を講じていくことが望ましい。

そこで、計画期間以降の公害の防止については、本県の環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2030年度までを計画期間とした「第5次愛知県環境基本計画」(2021年2月策定)に基づき、取組を進めることとする。

(1) 基本的な考え方

- ・ 県民が安全で安心して暮らせる社会の前提となる、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染・地盤沈下、騒音・振動・悪臭などへの対策を着実に進める。
- ・ 環境基準達成率の低い光化学オキシダントへの対応を進める。
- ・ 閉鎖性水域である伊勢湾・三河湾について、「三河湾環境再生パートナーシップ・クラブ」とも連携し、海域環境再生に向けた総合的な対策を行う。
- ・ 水環境に係る健全な水循環の再生を目指して、流域ごとに設置している尾張地域、西三河地域、東三河地域の「水循環再生地域協議会」の取組を促進する。
- ・ 生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽の設置基数が全国一であることから、下水道への接続や合併処理浄化槽への早期転換を促進する。また、全国で初めて創設した「優良浄化槽保守点検業者認定制度」を活用し、浄化槽の適正な維持管理を推進する。
- ・ 施策の推進することで、暮らしやすいまちづくり、良好な自然環境、水産資源の保護回復、災害の未然防止や災害からの早期復旧などにもつなげ、経済、社会分野を含んだ複数の課題の統合的解決を目指す。

(2) 施策の方向

ア 良好な大気環境の保全

大気環境の状況を引き続き把握するとともに、法令等に基づき事業場等に対して規制・指導をしっかりと実施する。また、環境基準未達成の項目・地域については、基準達成に向け、取組を進める。

#### (主な施策)

- ・ 大気汚染常時監視測定局等による大気環境の監視・調査
- ・ 大気汚染防止法、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律、県民の生活環境の保全等に関する条例等に基づく規制・指導
- ・ 「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NO<sub>x</sub>・PM法）」に基づく窒素酸化物及び粒子状物質の削減
- ・ 科学的な知見を踏まえた、環境基準未達成の項目・地域の対策の検討

### イ 良好な水環境の保全、健全な水循環の再生

#### (ア) 水環境に係る規制・指導の実施

水環境の状況把握を引き続き実施するとともに、法令等に基づき事業場等に対して規制・指導をしっかりと実施する。また、環境基準未達成の項目・地域については、基準達成に向け、取組を進めるとともに、水域ごとに類型を指定する、河川の生活環境の保全に関する環境基準を長期間達成したものについては、指定した類型（環境基準）の見直しについて検討する。

#### (主な施策)

- ・ 水質汚濁防止法に基づく水質測定計画による水環境の監視・測定
- ・ 水質汚濁防止法、小規模事業場等排水対策指導要領等に基づく規制・指導
- ・ 科学的な知見を踏まえた、環境基準未達成の項目・地域の対策の検討

#### (イ) 生活排水対策の推進

規制強化や技術革新により工場の排水対策は進捗したが、本県は、風呂、台所などの生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽の設置基数が全国一であることなどが公共用水域の水質汚濁の大きな原因となっているため、生活排水対策を積極的に推進する。

#### (主な施策)

- ・ 「全県域汚水適正処理構想」や「あいち下水道ビジョン 2025」に基づく、生活排水処理施設の適正な整備の推進
- ・ 単独処理浄化槽やくみ取便槽から合併処理浄化槽への転換や下水道への接続の推進
- ・ 「優良浄化槽保守点検業者認定制度」を活用した、浄化槽の適正な維持管理の推進
- ・ 浄化槽台帳の精査
- ・ 油ヶ淵水質浄化促進協議会による油ヶ淵の浄化対策の推進



#### (ウ) 伊勢湾・三河湾の海域環境再生

閉鎖性水域である伊勢湾・三河湾では、貧酸素水塊や赤潮の発生、生物多様性の損失、水辺の減少等の問題が発生しており、海の恵みを将来にわたり享受できるよう様々な主体の連携・協働による海域環境の再生の取組を推進する。

##### (主な施策)

- ・ 三河湾環境再生パートナーシップ・クラブと連携した「三河湾環境再生プロジェクトーよみがえれ！生きものの里“三河湾”ー」に基づく、三河湾大感謝祭、三河湾環境再生体験会等の啓発活動
- ・ 豊かな生態系の創造と海洋環境の改善のため、干潟・浅場の造成を推進
- ・ 富栄養化物質等の削減を進めるため、水質総量削減計画による水質保全対策の推進

#### (エ) 流域が一体となった取組の促進

森林から海に至る流域は、古くからの同じ生活圏・交流圏として相互に結びつきが強い地域であり、水環境に係る健全な水循環を再生するためには、環境、治水、利水等の各分野が個々に施策を実施するだけでなく、上流から下流までの流域全体を視野に入れ、総合的に施策を推進する。

##### (主な施策)

- ・ あいち水循環再生基本構想に基づく「水循環再生地域協議会」の活動促進
- ・ 流域モニタリング一斉調査の実施
- ・ 国が中心となり東海3県及び名古屋市等が参加した「伊勢湾再生推進会議」、豊橋市を始めとする沿岸・流域市町村と県が参加する「豊かな海“三河湾”環境再生推進協議会」による広域的な取組の実施
- ・ 河川が本来有している自然を保全、創出する「多自然川づくり」、干潟・浅場の造成等の水辺環境の整備

#### ウ 良好な土壌環境・地盤環境の保全

土壌は一旦汚染されるとその影響が長期間持続することが多いため、土壌・地下水汚染の未然防止を図るとともに、汚染判明時には適切な指導・調査を実施し、有害物質による健康被害を防止する。

##### (主な施策)

- ・ 水質汚濁防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例等に基づく土壌・地下水汚染の未然防止
- ・ 土壌汚染対策法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく調査や拡散防止措置の指導
- ・ 水質汚濁防止法に基づく水質測定計画による地下水の監視・測定

## エ 騒音、振動、悪臭の防止

日常生活に関係が深く身近な問題である騒音、振動及び悪臭を防止し、健康的で快適な生活が営めるよう、法令等に基づく規制や発生源の対策を推進する。

### (主な施策)

- ・ 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく市町村の規制の支援
- ・ 中小企業者等が進める騒音、振動及び悪臭対策への融資や利子補給

## オ 環境保全の基盤となる施策の推進

### (ア) 公害の防止、健康被害の予防・救済

本県では激甚な公害問題は解決されたが、未だに毎年 5 千件を超える公害苦情があり、法令等に基づき環境保全の基盤となる公害の防止を着実に進めるとともに、健康被害の予防・救済に取り組む。

### (主な施策)

- ・ 水質汚濁防止法や大気汚染防止法等の各種法令等に基づく規制・指導
- ・ 中小企業者等が進める公害対策への融資や利子補給
- ・ 公害防止協定の的確な運用
- ・ 公害紛争処理法に基づく公害紛争の処理
- ・ 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく公害保健福祉事業の推進
- ・ 光化学スモッグ注意報等の発令

### (イ) 環境影響評価制度の的確な運用

環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、環境保全の見地からより望ましい事業計画となるように、環境影響評価（環境アセスメント）制度の的確な運用を行う。

### (主な施策)

- ・ 環境影響評価法や愛知県環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度の的確な運用

### (ウ) 環境に関する調査研究・情報提供の推進

本県には多数の事業所等が立地しており、環境汚染の未然防止・拡大防止に向けて、引き続き大気、河川・海域、地下水などの汚染状況を監視するための環境調査や、法令等に基づく事業所等の行政検査を着実にを行う。

また、最新の科学的・技術的な調査研究を踏まえて、環境施策を進める必要があるため、環境保全等に関する調査研究を進める。さらに、環境調査結果や研究成果等についての情報を広く県民に提供し、県民の環境に対する意識の向上や県の環境施策の浸透を図る。

### (主な施策)

- ・ 大学等の様々な主体と連携した環境調査センターにおける調査研究

- ・ ウェブサイト「あいちの環境」等による環境に関する情報提供
- ・ 環境調査センター研究発表会の開催

愛知地域公害防止計画 最終点検

2022年3月

愛知県環境局環境政策部環境政策課

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

TEL : 052-954-6210 (ダイヤルイン)

FAX : 052-954-6914